

第1章 策定の趣旨

1 厚木市交通マスタープランとは	2
2 計画の位置付け	3
3 目標年次と計画期間	4
4 交通マスタープランの構成	4

第1章 策定の趣旨

1 厚木市交通マスタープランとは

(1) 厚木市交通マスタープラン策定の背景

本市は、昭和43(1968)年の東名高速道路厚木インターチェンジの開設により、首都圏南西部の道路交通の要衝として、製造業や流通業、研究開発機能などの立地が進み、産業都市として発展してきました。平成になり首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）及び新東名高速道路の高規格幹線道路が整備され、将来的には7つのインターチェンジが設置されるなど、道路交通の要衝としての役割の一層の高まりが期待されています。

一方、市域内の移動に関する状況では、鉄道駅が本厚木駅及び愛甲石田駅の2駅しか無く、その位置は南部に寄っているため、ほとんどがバス交通に依存している状況です。また、道路交通については、中心市街地である本厚木駅周辺と郊外部との間に、交通量の多い国道246号が貫通しているため、その交差点における交通混雑により自動車や路線バスのアクセス性が低下している状況です。

今後、少子高齢化や人口減少社会の進展に伴い、財政上の制約が高まると想定される中で、市民の移動の利便性を高めるとともに、持続可能性のあるまちづくりのためには、よりの確で、効果的な交通体系の確立が求められています。

そのため、社会経済状況や都市特性、交通特性を踏まえ、本市における自動車や路線バス、鉄道などの各種交通による市民の移動について、より快適に、より便利にしていこうための方向性を確立していく必要があります。

(2) 厚木市交通マスタープラン策定の目的

厚木市交通マスタープラン（以下「交通マスタープラン」という。）は、顕在化している交通課題への対応とコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造をいかしたまちづくりに向けて、市民の移動円滑化を促進することを目的とし、長期的な展望と総合的な見地から、公共交通や道路ネットワーク等に関する交通施策を定めるものです。

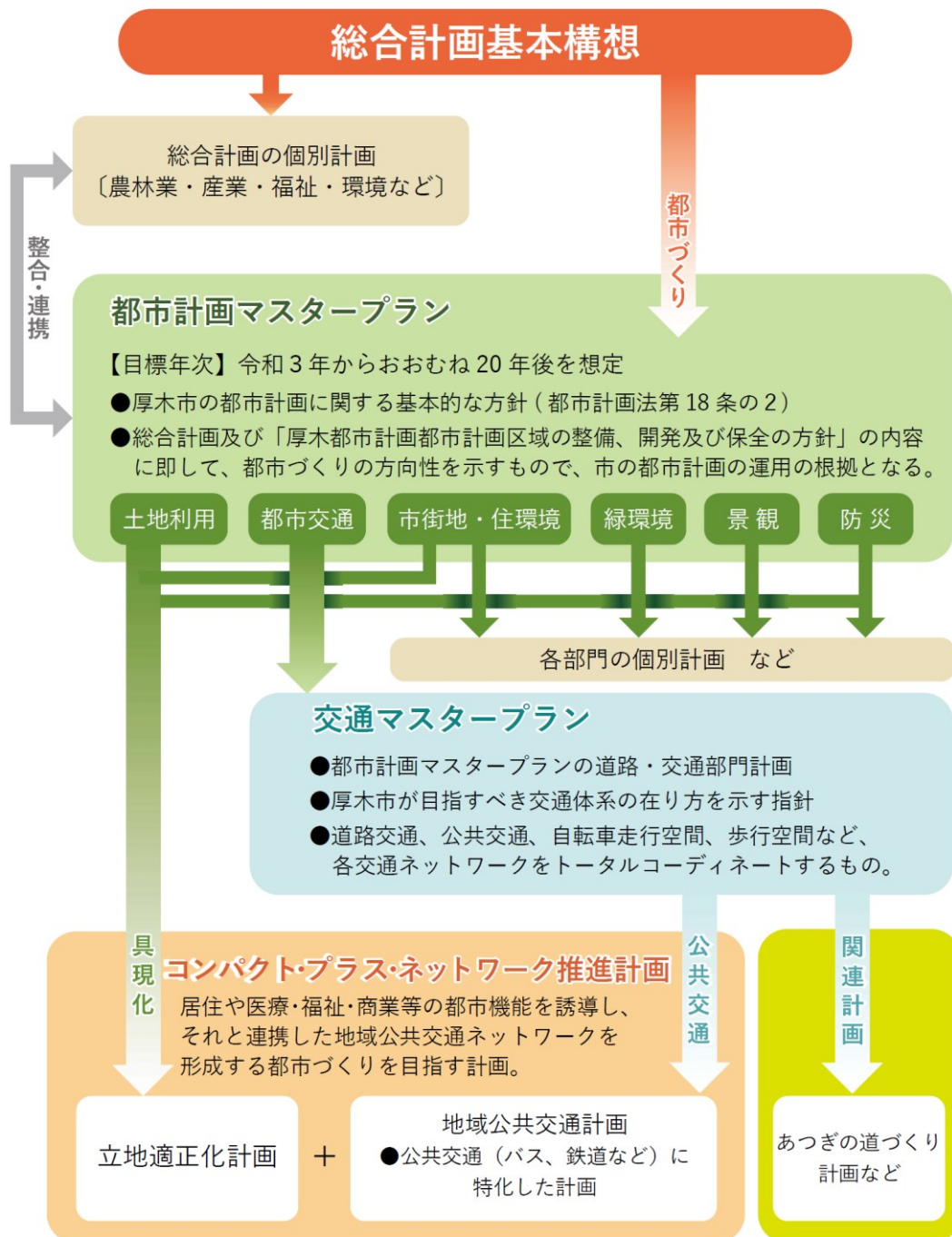
その実現にあたっては、徒歩、自転車、自動車、路線バス、鉄道等、都市交通に関連する関係機関等が連携し、ハードとソフトの施策を総合的かつ着実に展開していくものとします。

2 計画の位置付け

交通マスタープランは、「厚木市都市計画マスタープラン」における都市交通の方針の具現化を示す分野別の関連計画に位置付けられます。

策定にあたっては、都市交通に関連する施策を総合的かつ着実に展開するため、関係部の交通分野に係る個別計画（あつぎの道づくり計画等）との連携と整合を図ります。

■ 都市計画マスタープランと交通マスタープランの関係



3 目標年次と計画期間

交通マスタープランの目標年次は、都市計画マスタープランの目標年次である、おおむね20年後の令和22(2040)年とします。

なお、人口減少社会への対応や市民生活や企業活動の変容など社会経済状況の変化に柔軟に対応するため、総合計画の策定や都市計画マスタープランの改定に併せて、必要に応じて適切な計画の見直しを行います。

4 交通マスタープランの構成

■ 交通マスタープランの構成

主 な 構 成	
第1章	策定の趣旨
1	厚木市交通マスタープランとは
2	計画の位置付け
3	目標年次と計画期間
4	交通マスタープランの構成
第2章	現状と動向
1	厚木市を取り巻く状況
2	厚木市の交通実態
3	道路の整備状況と利用状況
4	公共交通の現状
5	中心市街地の現状
6	市民意識調査からみた市民ニーズ
7	将来交通の見通し
第3章	交通の課題
1	道路交通における課題
2	公共交通における課題
3	中心市街地における課題
第4章	将来交通体系の方針
1	将来都市像と都市づくりの目標
2	都市交通の基本理念と方針
第5章	交通施策の展開
1	道路交通における施策の展開
2	公共交通における施策の展開
3	中心市街地における施策の展開
第6章	具体的な取組
1	道路交通に関する取組
2	公共交通に関する取組
3	中心市街地に関する取組
第7章	施策の推進に向けた実現化方策
1	施策の推進に向けた基本的な考え方
2	施策の推進に向けた主体の役割
3	交通マスタープランの進行管理及び見直しの考え方